

令和3年度高知市森林情報管理システム整備業務

特記仕様書（案）

高 知 市

令和〇年〇月

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本特記仕様書は、高知市が実施する令和3年度高知市森林情報管理システム整備業務（以下、「本業務」という。）で適用され、受注者が実施しなければならない一般的事項を定めたものである。

(関連法令)

第2条 本業務の実施にあたっては、本特記仕様書、契約書によるほか、次の関連法令等に準拠して行うものとする。

- (1) 測量法
- (2) 公共測量作業規程及び公共測量作業規程の準則
- (3) 林野庁測定規程
- (4) その他関係法令、規則、通達等

(技術者の資格等)

第3条 管理技術者及び照査技術者にあつては、技術士（森林部門－林業）の資格を、担当技術者に当たっては測量士の資格を有するものとする。

(個人情報の保護)

第4条 受注者は、ISO/IEC27001:2013（以下、「ISO27001」とする。）及びJISQ15001の認証取得事業者であることとし、貸与資料、納入成果（中間成果物を含む）等における個人情報に関わるデータの取扱にあたっては、ISO27001の認証基準及びJISQ15001認定基準に従い、情報漏洩がないよう対策を講じることとする。なお、受注者は、登録証明として、業務着手時にISO27001認証登録証の写し及びプライバシーマーク登録証の写しを提出するものとする。

(品質保証)

第5条 受注者はISO9001を認証取得しているものとし、成果品納入後といえども疑義が生じた場合速やかに無償にて対応するものとする。また、必要に応じて定型の品質保証検査書を提出するものとする。

(その他)

第6条

- (1) 本業務について打ち合わせを業務着手時、中間報告及び納品前の3回以上行うものとし、発注者から求めがあった場合は適宜打ち合わせを行うものとする。なお、打ち合

わせの議事録を作成し、発注者の承認を得るものとする。

- (2) 受注者は、発注者が受ける監査等に必要な資料の提出または関係者への事業説明等の協力を求められたときは、速やかに協力するものとする。
- (3) 本特記証書の記載のない詳細な項目、内容等については、発注者と受注者の協議のうえ決定し実施するものとする。

第2章 業務概要

(業務目的)

第7条 市域の森林情報を一元的に管理し、効率的な森林施業や施業地の集約化を図るとともに、森林経営管理制度の実施に際し、森林資源等を把握したうえで、森林所有者に対する経営管理意向調査の候補地の選定等を行うなど、同制度の円滑な運用を図る。

(業務内容)

第8条 本業務では、高知県が実施した「令和元年度地形情報整備委託事業」、「令和2年度森林情報整備委託業務」の成果品及び森林簿情報（以下「県成果品等」という。）と本市が運用している林地台帳の森林所有者情報等（以下「林地台帳情報」という。）を用いて、次の機能又は準ずる機能を有する森林GIS及び現地調査用タブレットシステムを構築し、森林情報管理システムの整備を行う。

(1) 基本機能

- ① 閲覧機能
- ② 属性検索機能
- ③ 編集機能（属性・図形）
- ④ 主題図作成機能
- ⑤ 計測機能（距離・面積）

(2) 森林資源解析を活用する機能

- ① 任意範囲での立木密度・材積・収量比数の集計機能
- ② 指定した林相範囲での立木密度・材積・収量比数の集計機能
- ③ 材長・径級別の本数及び材積を測定するための機能（出材量シュミレーション）
- ④ 路網計画支援のための路網シミュレーション機能

(3) 台帳を管理する機能

- ① 森林簿・森林計画図管理機能
- ② 林地台帳・林地台帳地図管理機能
- ③ 伐採届管理機能
- ④ 森林の土地の所有者届出管理機能
- ⑤ 市町村森林整備計画管理機能
- ⑥ 施業履歴管理機能

- ⑦ 林道・作業道管理機能
- ⑧ 森林経営計画管理機能
- ⑨ 森林境界明確化管理機能
- ⑩ 市有林管理機能
- ⑪ 保安林管理機能
- ⑫ 伐採跡地管理機能
- (4) 森林経営管理制度の運用に必要な抽出機能等
 - ① 任意範囲での立木密度・材積・収量比数の抽出機能
 - ② 指定した路網から一定範囲内の立木密度・材積・収量比数の集計機能
 - ③ ゾーニング情報を計算，表示する機能
- (5) 出力機能
 - ① 出力する用紙範囲に合わせて指定範囲を分割して印刷する機能（自動分割機能）
 - ② 縦断図，横断図を CAD 形式で出力する機能
- (6) その他
 - ① 補助金等申請機能
 - ② 林業事業体等の経営支援機能
 - ③ タブレットシステムとの連動機能

(貸与資料)

第9条発注者は，業務の実施にあたり以下の資料を受注者に貸与するものとする。なお，受注者は資料の管理及び取り扱いに厳重に注意し，該当業務以外の目的に使用してはならない。また，業務終了後は直ちに返却すること。

- (1) 森林簿情報（県成果品等より）
 - ① オルソ画像
 - ② 森林基本図（林班図，小班図，施業班図）
- (2) 地形情報
 - ① 標高メッシュデータ
 - ② 等高線データ
 - ③ 微地形表現図
 - ④ 傾斜区分図
- (3) 森林資源情報（県成果品等より）
 - ① 樹冠表層高データ（DSM）
 - ② 樹冠高データ（DCM）
 - ③ 林相区分図
 - ④ 荒廃森林位置図
 - ⑤ 樹頂点データ

- ⑥ 調査地写真
- ⑦ 立木密度分布図
- ⑧ 平均樹高分布図
- ⑨ 収量比数分布図
- ⑩ 林内路網データ

(4) 林地台帳情報

- ① 林地台帳（地番関連情報，林小班関連情報，共有者情報，関連情報）
- ② 林地台帳地図

第3章 システムの環境

(森林 GIS の構築)

第 10 条 森林情報管理システムを構成するシステム（以下「本システム」という。）は、次のとおりとする。本システムは、外部の民間クラウドサービスとして提供され、クライアント（職員の PC）からは WEB ブラウザを介して利用する「クラウドシステム」とする。

本システムは、LGWAN 回線，インターネット回線の双方から利用できる構成とし，本市だけでなく，高知市森林組合，市内の林業事業者等からも接続を可能とする。

なお，クライアント端末は下表に記すスペックを標準とする。

	使用環境	備考
OS	Windows10Pro 64bit版	
CPU	Corei5 2.6GHz / 2 コア相当	
メモリ	4GB以上	
office	有	
ブラウザ	IE11/Edge/Chrome	EdgeもしくはChromeを推奨
モニタ解像度	フルHD (1920×1080ピクセル以上)	

(現地調査用タブレットシステムの構築)

第 11 条 本システム用に変換した解析成果等データを携帯型端末機（AQUOS SENSE4 同等品）に搭載し，システムで稼働することを確認する。

また，森林内及びその周辺において，システムの携帯性，操作性，表示速度，見やすさ等に問題が無く，円滑に利用できることを確認する。

(1) 背景地図（ラスターデータ）表示機能

画面に赤色立体地図，空中写真等のアイコンを表示し，タップすることで表示・非表示の切り替えが可能となる。

(2) ポイント・ライン・ポリゴンデータ（ベクタデータ）表示機能

画面に等高線図，路網図，森林計画図等のアイコンを表示し，タップすることで表示・

非表示の切り替えが可能となる。

(3) 森林簿（テキストデータ）表示機能

画面に森林簿のアイコンを表示し、タップすることで表示・非表示の切り替えが可能となる。

(4) GNSS 連携機能

現在位置情報取得，GNSS トラックログ表示・取得（gpx 形式で出力可），ジオタグ付き写真撮影，調査地点登録（コメント入力可）が可能となる。

第4章 成果品

（成果品）

第12条 本業務における成果品は，以下のとおりとする。電子媒体によるデータについては，全てウイルス対策ソフトにて検収後，納品するものとする。

- | | |
|-----------------------|---------|
| (1) 業務報告書（正・副） | 1 式 |
| (2) 打合せ記録簿（業務報告書に格納） | 1 式 |
| (3) 森林 GIS システム及び関連機器 | 1 式 |
| (4) 運用に必要なライセンス | 3 ライセンス |
| (5) 現地調査用タブレットシステム | 3 台 |
| (6) その他提案による成果 | 1 式 |

第5章 その他

（業務の着手）

第13条 受注者は契約締結後速やかに，発注者に業務の着手を報告すること。

（業務計画書の提出）

第14条 受注者は契約締結後速やかに本業務の実施体制や業務工程等を記載した業務計画書を作成し，発注者に提出すること。

（前払い）

第15条 委託料の前払いを請求するときは別紙様式1に請求内容を記載し提出すること。

（業務の完了）

第16条 業務が完了したときは，発注者に業務の完了を報告すること。

（成果品の帰属）

第17条 本業務の成果品は，著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第21条から第28条及び第47条3に定める全ての権利及び民法（明治29年4月27日法律第89号）

第 206 条に定める所有権（以下、「著作権等」という。）を発注者が有する。

また、受注者は本業務の成果品を、発注者の許可なく第三者に複写，公表，貸与及び使用してはならない。

ただし、本業務において作成された森林 GIS および現地調査用タブレットシステムの著作権は受注者に帰属し、本システム用に変換された航空レーザ計測解析成果等データの著作権は発注者に帰属する。

なお、高知市内の行政組織，森林組合，林業事業体などがシステムを導入する場合、本システム用に変換された航空レーザ計測解析成果等データは無料で利用できるものとする。

（その他）

第 18 条 この仕様書の定める事項について疑義が生じる場合、又はこの仕様書に定めのない事項については必要に応じて協議のうえ定めるものとする。

別紙様式 1

令和 年 月 日

高知市長 岡崎 誠也 様

受託者 住 所
名 称
代表者氏名

印

前 金 払 請 求 書

令和 年 月 日付けで委託契約を締結した令和 3 年度高知市森林情報管理システム整備業務について、下記のとおり委託料の前金払を請求します。

記

1. 前金払請求金額 _____ 円
(委託金額) 円

2. 前金払請求金額明細表

既請求額	今回請求金額	摘 要

(振込先)

銀行 本店・支店

預金種類 普通・当座

口座番号

口座名義人

(ふりがな)